

## はじめに

我が国では、少子高齢化・人口減少という大きな課題を抱えるなか、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、虐待、暴力などの様々な社会問題に加え、従来の相談体制では対応が困難な複合化した課題などが生じてきています。



このような中、社会的な孤立や排除をなくし誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現に向け、各般の取組を推進するため、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。

本市におきましては、平成14年7月に制定した「函館市福祉のまちづくり条例」において、すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意志で自由に行動し、広く社会参加をする機会を等しく有するため、市民、事業者および行政が共に手を携えながら、あらゆる分野において障壁のないまちづくりを目指すことを定めるとともに、平成16年度より函館市地域福祉計画を策定し、公的サービスと地域住民の主体的な活動の連携などにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる共に支え合う社会の構築を進めてまいりました。

このたび策定した「第4次函館市地域福祉計画」は、現在の本市の状況を踏まえ、地域住民が集う拠点の整備や生活困窮者への支援などを盛り込んだほか、認知症高齢者等や知的・精神障がい者に対する権利擁護の一環として「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するなど、多様な課題に対応する内容としており、今後はこれまで以上に市民の皆様や関係機関等との連携を深め地域共生社会の実現に向けた取組に力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市地域福祉計画策定委員会の皆様ならびに関係団体の皆様、地域福祉に関する意識調査や地域福祉懇談会にご協力いただきました皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

函館市長 工藤 壽樹